＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和８年度　公文書開示（９月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R8.8.24	R8.9.7	・「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」の委員就任について（依頼） ・「カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会」のオブザーバー就任について（依頼） ・就任承諾書（カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会の委員） ・就任承諾書（カスタマーハラスメント防止対策に関する検討部会のオブザーバー） ・「カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議」の委員就任について（依頼） ・「カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議」のオブザーバー就任について（依頼） ・就任承諾書（カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議の委員） ・就任承諾書（カスタマーハラスメント防止ガイドライン等検討会議のオブザーバー）	40		1				1		1		1					（７条２号） 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであり、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 （７条４号） 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。 （７条６号） 行政運営情報であり、同種の事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	産業労働局雇用就業部労働環境課
2	R8.8.24	R8.9.7	・２）当該条例の施行前に、検察・警察への協議又は照会をされているなら、その協議（照会）文書と、その結果（回答）文書の写を頂きたい。 ・「４）当該条例の検討の段階で実施された、カスハラ案件の実態調査、パブリックコメントこれらの実施の手法と、その結果がどうであったのか承知したいので、これらのとりまとめた資料又はその写を頂きたい。」のうち、カスハラ案件の実態調査 ・「５）現在施行となっている当該条例、同施行規則、同細則（有れば）、及びガイドライン等参考となるものがあれば、コピーでも頂けたらと思っております。」のうち、同施行規則、同細則（有れば）					1											実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため。	産業労働局雇用就業部労働環境課

＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和８年度　公文書開示（９月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
3	R8.8.24	R8.9.7	・１）東京都カスタマーハラスメント条例（以下、「当該条例」という。）の検討の段階で「罰則」規程の扱いが議論されたと承知していますが、最終的には採用されませんでした。その理由又は根拠を公文書（記録）で承知したい。（事務局[産業労働局の担当部署]、有識者メンバーでの委員会、議会、それぞれの審議にあって係る罰則のかかる議論もあったと思慮しますが、それらの議論を会議録で承知したい。） ・「４）当該条例の検討の段階で実施された、カスハラ案件の実態調査、パブリックコメントこれらの実施の手法と、その結果がどうであったのか承知したいので、これらのとりまとめた資料又はその写を頂きたい。」のうち、カスハラ案件の実態調査を除いた文書 ・「５）現在施行となっている当該条例、同施行規則、同細則（有れば）、及びガイドライン等参考となるものがあれば、コピーでも頂けたらと思っております。」のうち、同施行規則、同細則（有れば）を除いた文書																	対象となる公文書は、インターネット上で公表されている情報であるため。	産業労働局雇用就業部 労働環境課
4	R8.9.3	R8.9.11	令和4年頃にコロナ渦のため中止された「わくわく都民農園小金井」のオープニングセレモニーについて、主催者、開催予定日、開催案内、式次第案、出席予定者、来賓依頼、出席承諾、日程調整、日程確保その他開催準備の内容及び経過が分かる文書一式。 これには、起案文書、決裁文書、開催案内文、式次第案、出席予定者名簿、庁内協議資料、都その他の関係機関との連絡文書、電子メール、通知文書その他これらに類する文書を含む。特に、都知事、東京都農林水産部長及び小金井市長について、出席を依頼した事実、出席承諾の有無並びに日程確保の有無が分かる文書を含む。						1											実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため。	産業労働局農林水産部 農業振興課

＜月次報告様式（新様式　令和５年４月～）＞

令和８年度　公文書開示（９月決定分）

月整理番号	請　求 年月日	決　定 年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					（根拠規定）条例７条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
5	R8.9.4	R8.9.16	下記法人について、2020年６月22日から2026年８月30日までの期間において、東京都による中小企業等経営強化法に基づく「経営革新計画」の承認の有無を確認することができる公文書 法人名：〇〇 法人番号：〇〇 本店所在地：東京都〇〇区〇〇						1			1							（７条３号） 経営革新計画の承認の有無は、法人の事業活動及び経営方針に関する情報であり、公表を希望する承認企業を除いては、その存否を応答するだけでも法人に関する情報を公にすることになり、当該事業を営む法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれる可能性があることから、同条例第10条に基づき、請求文書の存否を明らかにしないで不開示とする。	産業労働局商工部経営支援課
6	R8.8.6	R8.9.30	東京ブランドの推進を目的とした屋外装飾サインの掲出業務委託に係る以下の文書 ・電子情報処理業務に係る標準特記仕様書 ・配置図	16	1															産業労働局観光部企画課
7	R8.8.6	R8.9.30	東京ブランドの推進を目的とした屋外装飾サインの掲出業務委託に係る以下の文書 ・仕様書 ・見積書 ・業務委託報告書	66		1					1	1							（７条２号） 記載内容が個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため。 （７条３号） 事業者の内部管理情報であり、公にすることにより、事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。	産業労働局観光部企画課